

金融事業規約の一部改正

東京都自動車整備商工組合

新	旧
<p>(第1条 ~ 第8条 「略」)</p> <p>(金融審査委員会及び近代化資金金融審査委員会)</p> <p>第9条 本組合に金融審査委員会(以下「委員会」という。)及び近代化資金金融審査委員会(以下「近代化委員会」という。)を置く。</p> <p>2 同 右</p> <p>(金融審査委員会及び近代化資金金融審査委員会の任務)</p> <p>第10条 金融審査委員会及び近代化資金金融審査委員会の任務及び運用方法等については、別に規程で定める</p> <p>(以下 第11条~第19条「略」)</p>	<p>(第1条 ~ 第8条 「略」)</p> <p>(金融審査委員会)</p> <p>第9条 本組合に金融審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は委員15名以内とし、金融委員、本組合員、理事並びに学識経験者をもって構成し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>(金融審査委員会の任務)</p> <p>第10条 金融審査委員会の任務及び運用方法等については、別に規程で定める。</p> <p>(以下 第11条~第19条「略」)</p>